**江戸川区（地域密着型・小規模施設等）版**

**令和４年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業に係るＱ＆Ａ**

|  |
| --- |
| この補助金は、東京都が定める令和４年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱（令和４年６月２７日４福保高施第５８０号）に基づき実施する事業となります。Ｑ＆Ａの内容は、東京都における補助事業の取扱いに準じて、変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。 |

**１　補助事業の概要**

**Ｑ１　補助対象となる事業はどのようなものか。**

Ａ１　介護施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、下記の事業が補助の対象となります。

**①　簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業**

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

　　**②　感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業**

　　　ア　ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

　　　　　ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業

　　　イ　従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

　　　　　従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症等が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業

　　　ウ　家族面会室の整備等経費支援

　　　　　介護施設等において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備するための事業

　**③　多床室の個室化に要する改修費支援事業**

　　　　　介護施設等において感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業

**Ｑ２　補助対象施設の要件はあるか。**

Ａ２　江戸川区（以下「区」という。）の補助事業の対象となるのは、以下の介護施設等のうち、区に所在する定員が２９人以下の地域密着型・小規模施設等になります。

a 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）

　※１ 併設される短期入所生活介護事業所については、定員規模を問わない。

b　介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む。）

c　介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む。）

d 介護療養型医療施設

e　軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）

f　有料老人ホーム

g　サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

h　短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く。）

i　短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）

j　認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所)

k　小規模多機能型居宅介護事業所

l　看護小規模多機能型居宅介護事業所

m　生活支援ハウス

　　　ただし、多床室の個室化に要する改修費支援事業については、「d 介護療養型医療施設」「g サービス付き高齢者向け住宅」「i 短期入所療養介護事業所」を除きます。

**Ｑ３　定員が３０人以上の施設は、補助を受けられないのか。**

Ａ３　定員が３０人以上の広域型施設等は、東京都からの直接補助の対象となります。詳細は、東京都福祉保健局ホームページをご参照ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/kikin/taisakusetubisuishinjigyou.html>

**Ｑ４　開設準備中の施設等は、補助対象となるか。**

Ａ４　当該補助事業は、現に利用者への処遇を行っている施設等を対象としており、開設前の施設等は、対象外となります。

なお、開設後であっても、開設日より前に締結した契約等に基づく事業は対象外になること、休止中の施設や事実上利用者を受け入れていない居室等は対象外になることに留意してください。

**Ｑ５　同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」「ゾーニング環境等の整備」「多床室の個室化」の複数の事業を行うことは可能か。**

Ａ５　それぞれの補助要件を満たす場合は、同一施設において、複数の事業の補助申請を行うことができます。ただし、事業ごとに経費を明確に区分してください。

　　　なお、過去に補助を受けた事業の取扱いについては、Ｑ19、Ｑ31、Ｑ37を参照してください。

**Ｑ６　補助事業を実施する期間に要件はあるか。**

Ａ６　令和４年６月２７日以降に契約を締結し、履行期限が令和４年６月２７日から令和５年３月３１日までのものを補助対象とします。

契約日又は業務開始日のいずれかが令和４年６月２６日以前のもの、履行期限が令和５年４月１日以降の場合は補助対象となりません。

また、令和４年度の補助対象として交付決定を受けた経費であっても、令和５年３月３１日までに事業が完了しなかったものは、補助金を受けることはできません。

なお、事業の完了とは、契約内容の点検・確認までを終了していることをいいます。委託事業者から発送された商品の到着日（納品日）や工事の完了検査等が令和５年４月１日以降である場合は、令和５年３月３１日までに事業が完了したとは認められませんのでご注意ください。

**Ｑ７　この補助事業を活用して、簡易陰圧装置の設置等を行った場合、感染疑いのある者を受け入れることを求められるのか。**

Ａ７　この補助事業は、重症化しやすい高齢者が多い施設等の中で、新型コロナウイルス等の感染症への感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染拡大のリスクを低減するための環境整備を支援するためのものです。

　　　感染疑いのある地域の方を受け入れることは、補助の要件ではありません。

**２　簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業について**

**Ｑ８　簡易陰圧装置の設置場所の要件はあるか。**

Ａ８　居室（※）、静養室又は医務室（以下「居室・静養室」という。）に設置した場合に限り、補助対象となります。

なお、各居室への設置に当たっては、利用者の避難経路を妨げたり、居住性を損なったりすることがない場所に設置するようにしてください。また、設置により居室（宿泊室）の有効面積が、施設の設備基準を下回ることがないようにしてください。

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室。

**Ｑ９　「簡易陰圧装置の設置」の補助額はどのくらいか。**

Ａ９　4,320,000円に簡易陰圧装置の設置台数（居室・静養室に設置したものに限る。）を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

**Ｑ10　「簡易陰圧装置の設置」の補助対象経費はどのようなものか。**

Ａ10　簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（備品購入費は含まれない。）の2.6％に相当する額が限度となります。

　　　なお、簡易陰圧装置を建物に固定する工事を伴わない場合の機器設置料、交換用フィルターの費用やメンテナンス費用等の簡易陰圧装置の設置後に必要となるものは、補助の対象とはなりません。

また、補助対象となる経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、速やかに区に報告してください。

**Ｑ11　補助対象となる簡易陰圧装置に係る基準はあるか。**

Ａ11　特に基準は設けていませんが、居室・静養室を陰圧状態にできる適切な装置を設置してください。

　　　なお、室内全体を対象としない陰圧ブースや陰圧テント等も補助対象となります。

※感染者又は感染の疑いのある方が過ごす居室・静養室を陰圧状態にすることを目的に設置するものであることに鑑み、体調のすぐれない利用者が静養できる環境を確保できるものとしてください。

**Ｑ12　可搬式の陰圧ブースや陰圧テントなどを整備する場合、設置する場所をあらかじめ特定しないと補助対象とならないか。**

Ａ12　平面図に「通常は倉庫に保管し、感染が疑われる入居者が発生した場合に、当該居室に設置する」など、想定される使用方法を明記してください。居室・静養室で使用されることが確認できれば、補助対象となります。

**Ｑ13　普段は空気清浄機として使用し、必要に応じて陰圧装置として使用するものは対象となるか。**

Ａ13　通常時に、空気清浄機として使用することを目的とする場合は対象外となります。

空気清浄機としての用途が主体の製品、付属品をつけることにより簡易陰圧装置としても使うことができる製品は、原則として対象外です。ただし、陰圧機能分の金額を明確に按分することができる場合は、陰圧機能に係る部分のみを補助対象とすることができます。

**Ｑ14　補助対象となる簡易陰圧装置の台数に制限はあるか。**

Ａ14　居室・静養室1室当たり1台（※）、かつ、介護施設等の定員を上限とします。

　　　なお、居室への設置に当たっては、避難経路や居住性を妨げることがないよう配慮するとともに、固定の装置を設置することが難しい場合には、静養室や医務室への設置や可搬式の装置（陰圧ブース等）の活用を検討するなど、施設内の感染拡大防止に必要な適切な台数としてください。

　　　※多床室についても1室当たり1台が補助上限となります（機器の性能上、1室に複数台の簡易陰圧装置を設置する場合であっても、補助対象となるのは1台のみ）。ただし、「多床室の個室化に要する改修費支援事業」等を活用して、天井まである壁面・扉等で他の区画と空間的に分離できる場合は、1床当たり1台とすることができます。

また、室内全体を対象としない簡易陰圧装置（一床のみを囲うブース式の簡易陰圧装置など）を設置する場合は、当該ブース等で囲うことのできる区画につき1台（ブース内に空間的に分離された複数の区画があり、区画ごとに１床ずつ隔離することができる場合に限り、当該区画につき1台）を補助上限とします。

　　　※　当該補助金を活用して設置した簡易陰圧装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、江戸川区長（以下「区長」という。）の承認を受けないで、目的外の使用、譲渡、交換、撤去、廃棄等はできませんのでご注意ください。耐用年数を経過する前に、財産処分をする場合は、原則として補助金を返還していただきます。

**Ｑ15　簡易陰圧装置をリースする場合であっても補助対象となるか。**

Ａ15　リース契約の場合は、補助対象外となります。

**Ｑ16　簡易陰圧装置の配送・設置料は、補助対象経費の備品購入費に含まれると解してよいか。**

Ａ16　契約先の事業者が直接納品する場合であって、配送料・設置料も含めて適切な価格競争（Ｑ41参照）が行われている場合に限り、補助対象経費となります。また、簡易陰圧装置を建物に固定する工事を伴わない場合の機器設置料は、補助の対象とはなりません。このため、見積書等の内訳においては、配送料・設置料の個々の代金を明確に示してください。

　　　なお、当該補助事業の補助を受けたときは、簡易陰圧装置の耐用年数を経過する前に、設置した居室等からの撤去（別の場所への移設を含む。）等を行う場合、財産処分の対象となりますので、御注意ください。

**Ｑ17　簡易陰圧装置を稼働させるために、排気の調整等ダクト工事以外の工事が必要になる場合、その工事費は補助対象になるか。**

Ａ17　原則として、簡易的なダクト工事のみが補助対象であり、簡易陰圧装置を設置・稼働させるために必要不可欠な工事に限り、補助の対象となります（必要最低限のものに限る）。簡易的なダクト工事以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

　　　なお、感染予防のためのパーテーションの設置、壁クロスの張替え、電気設備工事など、簡易陰圧装置の設置に当たり、必要不可欠でない工事は、補助対象となりません。

**Ｑ18　陰圧の効果を高めるために、居室の入り口に前室を設置する工事費は対象になるか。**

Ａ18　当該陰圧装置を設置するに当たり、前室工事が一体不可分である場合に限り補助対象となります。前室工事がなくても陰圧装置が機能する場合は補助対象外となります。

**Ｑ19　令和２年度又は令和３年度に、簡易陰圧装置の設置に係る経費の補助を受けた施設について、令和４年度の補助を申請することができるか。**

Ａ19　「令和２年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」又は「令和３年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」において、簡易陰圧装置の設置経費の補助を受けた施設は、令和４年度の補助を受けることはできません。

**３　感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業について**

**Ｑ20　「ゾーニング環境等の整備」の補助額はどのくらいか。**

Ａ20　それぞれの事業について、以下のとおり計算します。

・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

　　1,000,000円に改修箇所数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

　　・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

　　　　6,000,000円に改修箇所数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

　　・家族面会室の整備等経費支援

　　　　3,500,000円と補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。1施設で複数の面会室を整備する場合でも、上限額の3,500,000円は変わりません。

**Ｑ21　「ゾーニング環境等の整備」の補助対象経費はどのようなものか。**

Ａ21　ゾーニング環境を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（備品購入費に相当する費用は含まない。）の2.6％に相当する額が限度となります。

　　　なお、工事を伴わない備品購入のみを目的とした事業は、原則として、補助対象外です。

　　　また、補助対象となる経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、速やかに区に報告してください。

**Ｑ22　「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」において、ユニット入口の前のスペース等に一時的に玄関室を設置する場合も補助対象となるか。**

Ａ22　可動の壁やパーテーション、ブース型の物品等により、一時的に玄関室を整備する事業も補助対象となりますが、設置に当たっては、廊下幅等の施設基準を順守するほか、利用者の安全が十分に確保できるものとする必要があります。なお、玄関室の設置は建物設備の変更に該当しますので、変更届等の提出について、事前にご相談ください。

また、当該事業により整備した玄関室を撤去したり、別の場所で利用したりする場合には、財産処分の手続きが必要となります。

**Ｑ23　「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」については、「感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修」とされているが、居室以外のスペースの改修費は対象となるか。また、1か所当たりで補助基準額が設定されているが、箇所数はどのように数えるのか。**

Ａ23　従来型個室・多床室のゾーニング経費支援については、従来型個室・多床室の施設において、感染者と非感染者の動線を分離するために行う改修を対象とし、居室以外のスペース（廊下、トイレ、浴室等）の改修も対象となります。

　　　ゾーニングに当たっては、廊下やトイレ・洗面所等において、感染者と非感染者が接触しないようにする必要がありますので、居室以外の部分についても必要な改修を行い、感染症発生時には、動線を明確に分離できるようにしてください。

また、「１か所」とは、感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離するための改修を行う区画全体を指します。

**Ｑ24　「家族面会室の整備等経費支援」では、どのような事業が対象となるか。**

Ａ24　２方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等が対象となります。

ただし、補助の対象となるのは、常設の家族面会室として整備するものに限ります。

**Ｑ25　「家族面会室の整備等経費支援」において、併設施設と共用する「家族面会室」を整備する場合、それぞれの施設で申請することはできるか。**

Ａ25　併設施設と共用で使用する「家族面会室」を整備する場合は、主たる施設のみで申請してください。

　　　なお、併設の施設で共用している家族面会室を複数か所整備する場合は、補助対象となる家族面会室や経費が重複しないことを前提に、各施設・事業所で1か所ずつ補助申請をすることができます。

**Ｑ26　「家族面会室の整備等経費支援」において、空調設備を新たに設けるなど、関連して必要となる工事は補助対象となるか。**

Ａ26　Ｑ24に掲げたもの以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

　　　なお老朽化した設備の更新や、床や壁クロスの張り替え等の工事は補助対象外となります。

**Ｑ27　「家族面会室の整備等経費支援」において、備品（机・椅子等）の購入は補助対象となるか。**

Ａ27　補助対象となる備品は対面による飛沫防止対策として必要なものに限られるので、机・椅子等は補助対象外となります。また、飛沫感染防止対策として設置するものであっても、持ち運び可能な空気清浄機等、面会室以外で使用することが可能なものは、原則として補助対象外となります。

**Ｑ28　「家族面会室の整備等経費支援」において、施設内の空きスペースの一部を区切り、一時的に面会室とする事業も補助対象となるか。**

Ａ28　可動の壁やパーテーション、ブース型の物品等により、施設内の空きスペース（廊下、エントランスホール等）を区切り、家族面会室とする事業については、常設の面会室として整備する場合に限り補助対象とします（移動・移設が可能なものは固定することが必要）。

なお、新たに家族面会室を設置する場合や拡張する場合は、建物設備の変更に該当しますので、設置に当たっては、廊下幅等の施設基準を遵守するとともに、事前に許認可に係る所管部署にご相談ください。

また、当該事業により整備した家族面会室を撤去したり、目的外利用したりする場合には、財産処分の手続きが必要となります。

**Ｑ29　複数の「ゾーニング環境等の整備」の事業を行うことは可能か。**

Ａ29　ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置又は従来型個室・多床室のゾーニング経費支援と家族面会室の整備等を合わせて行うことは可能です。

**Ｑ30　ゾーニング環境等の整備に伴い、施設定員の変更が生じる場合、何か手続きが必要か。**

Ａ30　施設定員が減少となることは望ましくありません。やむを得ず変更する必要がある場合は、書類の提出期日に関わらず、早めに区にご相談ください（要事前相談）。また、補助金を受けて整備した施設の場合は、定員数が減少となることで、財産処分の手続きが必要となることも考えられます。

**Ｑ31　令和３年度に、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業の補助を受けた施設について、令和４年度の補助を申請することができるか。**

Ａ31　「令和３年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」において、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業の補助を受けた施設は、原則として、令和４年度の補助を受けることはできません。ただし、下記に掲げる場合については、同一施設であっても補助対象となります。

・令和３年度に、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」又は「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」を実施した施設において、「家族面会室の整備支援事業」を実施する場合

・令和３年度に、「２方向から出入りできる家族面会室の整備支援事業」を実施した施設において、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」又は「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」を実施する場合

・令和３年度に、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」又は「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」を実施した施設において、令和４年度において、感染症対策を強化すべき相当な理由があり、かつ、過去に補助を受けた区画とは別の区画を対象とする場合

**４　多床室の個室化に要する改修費支援事業について**

**Ｑ32　補助対象となる個室化改修は、どのようなものか。**

Ａ32　各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の利用者と空間的に分離・ 遮断されることを前提となります。可動式の壁等は認められますが、天井から隙間が空いていることは認められません。

　　　また、施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修して個室化する場合も対象となります。

**Ｑ33　個室化した後の一人当たりの面積について基準はあるか。**

Ａ33　１人当たりの面積基準については、スプリンクラー設備の設置の位置との関係などにより様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての１人当たり面積基準は設けず、多床室全体として１人当たりの面積基準を満たしていればかまいません。

**Ｑ34　「多床室の個室化改修」の補助額はどのくらいか。**

Ａ34　978,000円に個室化する床数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

**Ｑ35　「多床室の個室化改修」の補助対象経費はどのようなものか。**

Ａ35　個室化改修のために必要な工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額が限度となります。

　　　なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、速やかに区に報告してください。

**Ｑ36　個室化することに伴い、スプリンクラーや空調設備、収納棚等を新たに設けるなど、関連して必要となる工事は補助対象となるか。**

Ａ36　間仕切りを設置する以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

**Ｑ37　令和２年度又は令和３年度に多床室の個室化の補助を受けた施設が、令和４年度の補助を受けることができるか。**

Ａ37　「令和２年度高齢者施設等の防災減災対策推進事業」又は「令和３年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」において、多床室の個室化改修に係る補助を受けた施設については、補助を受けることはできません。

　　　ただし、令和４年度において、感染症対策を強化すべき相当な理由があり、かつ、過去に補助を受けた居室とは別の多床室を個室化する場合はこの限りではありません。

**４　補助金交付に係る手続き等について**

**Ｑ38　同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。**

Ａ38　区の補助対象となっている介護施設等（Ｑ２参照）については、まとめて申請することができますが、令和４年度において、1法人につき1回の申請になりますので、複数施設で事業を実施する場合には、必ず、全施設分をまとめて申請してください。ただし、事業計画書等は施設ごとに作成していただく必要があります。

なお、複数施設の契約を法人で一括して行い、施設ごとの費用の算出が困難な経費（工事事務費等）がある場合は、合理的な理由で按分するとともに、その内容が確認できる資料を添付してください。

**Ｑ39　「令和２年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」や「令和３年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」の補助を受けたが、令和４年度の補助を受けることができるか。**

Ａ39　過去に補助を受けた施設と別の施設であれば、補助を受けることができます。

　　　また、同じ施設であっても、異なる事業に関する補助であれば、補助を受けることができます。令和２年度及び令和３年度に補助を受けた施設における取扱いについては、Ｑ19、Ｑ31及びＱ37を参照してください。

**Ｑ40　補助事業に係る契約締結はいつ行えばよいか。**

Ａ40　当該補助事業については、感染症予防の観点から、緊急に対応することが必要であることが想定されるため、令和４年６月２７日以降の契約であれば、補助対象となります。

ただし、補助が受けられない可能性もあること、補助が受けられる場合でも補助金交付要綱に基づき区が認めた経費（交付決定額）が補助上限額となることに留意してください。

**Ｑ41　契約の手続き等について要件はあるか。**

Ａ41　一般競争入札に付す、相手方を複数選択して見積合わせを行う等、区が行う契約手続きの取扱いに準じる必要があります。実績報告提出時に契約状況報告書を提出いただくほか、契約形態が区の契約手続きの取扱い基準以外である場合は、理由を示していただきます。

**Ｑ42　交付決定後、やむを得ない事由により計画を変更する場合に必要な手続きはあるか？**

Ａ42　交付申請で提出した「事業計画書」の内容を変更する場合（設置する機器や施工内容を変更する場合等）には、区長の承認が必要です。

なお、対象経費が増額になった場合でも、施設ごとに提示した交付決定額が変更交付決定額の上限となりますので、ご注意ください。

変更交付申請書の提出は、令和４年１１月末までに提出してください。補助金の支給に支障が生じるため、１２月以降の受付はできません。

**Ｑ43　実績報告はいつまでに提出が必要か。**

Ａ43　原則として、補助事業完了後１０日以内（（遅くとも令和５年４月４日（火）まで）に区の指定する様式にて実績報告書を提出してください。

　　　なお、交付決定前に、補助事業が完了している場合は、交付決定通知を受領後１０日以内に、実績報告書を提出してください。

**Ｑ44　補助事業完了とは、いつの時点か。**

Ａ44　交付決定を受けた事業に係る施工・設置が完了し、当該契約の内容の点検・確認が終了した時点となります。複数の施設等で補助事業を実施している場合には、交付決定を受けた全ての事業が完了した時点から、１０日以内に実績報告書を提出してください。

なお、区への実績報告書提出の際に必要となりますので、事業完了の際には、納品書・完了届等の確認書類を必ず徴収し、保管してください。

また、事業完了後は速やかに当該事業に係る支出を行い、領収書を保管してください。

**Ｑ45　補助対象経費の支払時期に期限はあるか？**

Ａ45　契約書等の定めに基づき、速やかに支払いを完了してください。なお、補助対象経費に消費税及び地方消費税を含む場合は、消費税仕入控除税額報告書をすみやかに区へ提出できるよう、支払いを完了させる必要があります。

**Ｑ46　領収書を徴収する必要はあるか。**

Ａ46　支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に代えることができます。

**Ｑ47　現地調査は行われるか。**

Ａ47　実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施します。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

**Ｑ48　補助金は、いつ頃交付されるか。**

Ａ48　実績報告書を審査した上で、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助額の確定を行い、その内容を通知します。

　　　補助額の確定通知発出後、遅くとも令和５年５月末までには交付する予定です。

**５　その他**

**Ｑ49　他の補助金と重複した申請は可能か。**

Ａ49 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。

補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。

**Ｑ50　事業年度終了後、導入した装置を処分したり、更新したりすることはできるか。**

Ａ50　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできません。

　　　耐用年数を経過する前に装置を処分した場合には、補助金の一部を返還していただきます。

**Ｑ51　来年度も引き続き事業が実施されるか？**

Ａ51　来年度以降の実施については未定です。

***※ここに示したものは、主な注意事項です。申請に当たっては、担当部署と十分な協議の上、区の指定する様式によって必要書類をご提出ください。***